

議案第73号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年8月31日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民基本台帳カードの交付	1枚につき	500円	
--------------	-------	------	--

」を

「

住民基本台帳カードの交付	1枚につき	500円	
通知カードの再交付	1枚につき	500円	

」に

改める。

第2条 新居浜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民基本台帳カードの交付	1枚につき	500円	
通知カードの再交付	1枚につき	500円	

」を

「

通知カードの再交付	1枚につき	500円	
個人番号カードの再交付	1枚につき	800円	

」に

改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を徴収するため、及び住民基本台帳カードの交付に係る手数料を廃止するため、本案を提出する。